

国立大学法人山形大学学長選考会議規程及び山形大学学長選考会議 申し合わせに基づく学長の業務執行状況の中間評価に係る実施要項

〔平成28年5月23日〕
学長選考会議決定

1. 目的

国立大学法人山形大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、新たな学長を選考するだけでなく、自らが選考した学長が期待した業績を挙げているかどうかについて、選考後も定期的に確認を行っていくことが求められており、国立大学法人山形大学学長選考会議規程第2条第5号の規定、及び山形大学学長選考会議による学長の業績等の中間評価に関する申し合わせに基づき、本要項に定める学長任期の中間点での任期前半の業務実績に対する評価（以下「中間評価」という。）を行い、については、残る任期における業務運営、財務経営、教育研究等について質の向上に資することを目的とする。

2. 実施時期

中間評価は、学長の就任以後の業績等について、学長の任期が3年を満了する概ね6か月前から3年を満了する日までの間に実施する。

3. 実施方法

中間評価は、「業務運営」「財務経営」「教育研究」の3項目で実施し、学長選考会議は、各事業年度に係る「業務の実績に関する報告書」及び「監事監査結果報告書」等の評価用資料に基づき学長ヒアリング等を実施のうえ、また、必要に応じて監事に対して意見を求め評価結果を決定し、議長から学長に当該評価結果を伝達する。

なお、中間評価に係る具体的な評価方法及び実施スケジュール等については、学長選考会議において、別に実施計画を策定することとする。

4. 公表の取扱い

学長選考会議は、中間評価の評価結果を山形大学のホームページにおいて公表する。